

その他の給付について

● 第三者行為

交通事故など、第三者の行為によってけがをして治療を受ける場合、原則として加害者が医療費を負担すべきもので保険診療の対象となりませんが、届け出により後期高齢者医療保険で治療を受

ることができます。

● 葬祭費

被保険者が死亡したとき、申請により葬祭を行った人に葬祭費として5万円が支給されます。

● 特定疾病(人工透析など)

申請により「特定疾病療養受療証」が交付され、毎月の自己負担額は1万円までとなります。

● 医療費が高額になったときは?

● 高額療養費

1か月の医療費が高額になったときは、申請により下表の自己負担限度額(差額ベッド代などの保険診療対象外のものや入院時の食事代は含まれません)を超えた額を高額療養費として支給します。一度申請すると、以後の高額療養費は自動的に登録口座に振り込まれます。

入院の際、同一医療機関などの窓口で支払う額は自己負担限度額までになります。下の表の区分I・IIの人は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。また、療養病床に入院したときは、食事と居住に掛かる費用のうち決められた額が自己負担限度額となります。

外来診療でも、一つの医療機関などの窓口で支

払う額は、下表の自己負担限度額(外来)までに抑えることができます。同一月に複数の医療機関などを受診した場合は、それぞれの医療機関などで、いったん自己負担限度額まで支払うことになりますが、複数の医療機関などでの合計負担額が自己負担限度額を超えた場合は、超えた分が高額療養費として支給されます。

● 高額介護合算

年間(毎年8月分～翌年7月分)の医療費の自己負担額と、介護サービスの自己負担額を合算した額が限度額を超えたときは、申請により超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。(高額療養費が支給される場合、自己負担額はその額を除いた額になります)

所得区分	所得基準	自己負担割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代(1食当たり)
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯合算)	
現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる場合(申請により自己負担割合1割となった場合を除く)	3割	4万4,400円	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1%※1 年4回目以降は4万4,400円※2	360円
一般	現役並み所得者、区分I・II以外の人	1割	1万2,000円	4万4,400円	360円※3
区分II	同一世帯の全員が住民税非課税の場合(区分I以外)	1割	8,000円	2万4,600円	過去1年間で90日までの入院 210円 過去1年間で90日を超える入院 160円※4
区分I	住民税非課税世帯のうち、世帯員それぞれの所得が0円となる場合(公的年金等の控除額は80万円として計算)	1割	8,000円	1万5,000円	100円

※1 総医療費が26万7,000円以下の場合、自己負担限度額は8万100円

※2 過去1年間に外来十入院の限度額を3回以上超えたときの、4回目以降の額

※3 指定難病患者の人、一定期間精神病床に入院中の人は、260円の場合もあります。

※4 過去1年間で区分IIの認定証が交付されている期間の入院日数が90日を超えたことを申請して認められたときの額

生活習慣病を早期発見!

後期高齢者健康診査を受診しましょう



受診期間

平成28年7月～11月末まで

対象

平成28年8月31日までに後期高齢者医療制度に加入した人

自己負担額

平成27年度住民税課税世帯の人 500円
平成27年度住民税非課税世帯の人 200円

受診券の送付スケジュール

4月末時点の被保険者……………6月下旬

5月～7月中旬に被保険者となった人……8月下旬

8月中旬に被保険者となった人……………9月下旬

※詳しくは広報津6月16日号の同時配布の冊子「平成28年度がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。